

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により宇和島市病院局(以下「甲」という。)から業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務履行の必要により個人情報を取り扱う際には、宇和島市個人情報保護条例(平成17年8月1日条例第11号)その他個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全の確保)

第3 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織(電子計算機及びその関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。)を利用してこの契約による業務に係る個人情報を処理するときは、乙以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この個人情報取扱特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務履行のために個人情報を収集するときは、当該業務の履行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(調査の実施)

第 8 甲は、この契約による業務に係る個人情報保護のために必要があると認めるときは、乙に対して個人情報を取り扱う業務の管理の状況について調査を行うことができる。

2 前項の場合において、乙は、同項の調査に協力し、かつ、必要な情報を甲に提供しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 9 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第 10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに、甲に返還し、又は漏えいを来すことのない方法でもって確実に処分しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約を解除し、かつ、契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができる。